

我孫子市一般職の職員の給与に関する条例の一部を
改正する条例に関する資料

1 給料を減額する特例措置（附則第18項）

(1) 改正内容

		5級 (係長級)	6級 (課長補佐級)	7級 (課長級)	8級 (部長級)
減額割合	改定前	2%	3%	3.5%	3.5%
	改定後	なし	2%	2.5%	2.5%

(2) 対象職員数及び平均年齢

(令和5年1月1日現在)

	5級	6級	7級	8級
対象職員数	169人	75人	74人	16人
平均年齢	49.2歳	50.8歳	54.4歳	58.2歳

(3) 給料を減額する特例措置の経緯

平成22年度	2級以上について2%の減額措置を開始
平成25年度	5級を3%、6級及び7級を3.5%に減額割合引上げ
平成27年度	7級制から8級制への移行（1級を1級・2級に分割）に伴い、減額対象職員を2級以上から3級以上に整理
令和元年度	3級の減額割合を2%から1.5%に引下げ
令和4年度	3級及び4級の減額措置を撤廃

(4) ラスパイレス指数及び県内順位

H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
104.2	102.5	102.7	111.6	111.1	102.7	101.7
1位	11位	10位	6位	7位	6位	6位

H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
101.1	101.3	100.8	100.9	99.5	99.3	98.8
17位	16位	28位	19位	34位	41位	44位

2 医療的ケア手当（別表第3）

（1） 保育園において保育士が行うことができる医療的ケア

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）及び社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）が一部改正され、平成24年4月1日から、喀痰吸引及び経管栄養の実施のために必要な知識、技能を習得するための研修を修了し、都道府県知事から認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けた保育士等の職員について、一定の要件の下に、喀痰吸引及び経管栄養を実施することが可能となった。

（2） 我孫子市一般職の職員の特殊勤務手当支給に関する規則の一部を改正する規則（案）

（医療的ケア手当）

第8条 医療的ケア手当は、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第2条第2項に規定する^{かくたん}喀痰吸引等の業務に従事した保育士に支給し、その額は、1日につき500円とする。

（3） 社会福祉士及び介護福祉士法第2条第2項の喀痰吸引等の業務

- ア 口腔内の喀痰吸引
- イ 鼻腔内の喀痰吸引
- ウ 気管カニューレ内部の喀痰吸引
- エ 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養
- オ 経鼻経管栄養

3 実施時期

令和5年4月1日から施行